

(短時間労働者・派遣労働者；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日

殿

事業場名称・所在地

使用者職氏名

契約期間	期間の定めなし、 期間の定めあり (年 月 日 ~ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)~(5)のうち該当するもののひとつに○をつけること。)、所定時間外労働の有無	<p>1 始業・終業の時刻等</p> <p>(1) 始業 (時 分) ~ 終業 (時 分)</p> <p>【以下のような制度が労働者に適用される場合】</p> <p>(2) 変形労働時間制度；() 単位の変形労働時間制・交代制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 始業 (時 分) ~ 終業 (時 分) (適用日) — 始業 (時 分) ~ 終業 (時 分) (適用日) — 始業 (時 分) ~ 終業 (時 分) (適用日) <p>(3) フレックスタイム制；始業及び就業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレキシブルタイム (始業) 時 分から 時 分、 (就業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分)</p> <p>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業 (時 分) ~ 終業 (時 分)</p> <p>(5) 裁量労働制；始業 (時 分) ~ 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条</p> <p>2 休憩時間 () 分</p> <p>3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間)、無)</p> <p>4 休日労働 (有 (1か月 日、1年 日)、無)</p>
休日	<p>・定例日；毎週 () 曜日、国民の祝日、その他 ()</p> <p>・非定例日； 週 ・ 月 当たり () 日、その他 ()</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合——年間 () 日 (勤務日) 毎週 ()、その他 () ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 雇入れの日から6か月継続勤務した場合→ () 日 雇入れの日から継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有 , 無) → () か月経過で () 日</p> <p>2 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条</p>

賃金	<p>1 基本給 イ 月給 (円)、 ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 50%; margin: 5px auto;"></div> <p>2 諸手当の額及び計算方法 イ (手当 円/計算方法:) ロ (手当 円/計算方法:) ハ (手当 円/計算方法:) ニ (手当 円/計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 ()%、所定超 ()%、 ロ 休日 法定休日 ()%、法定外休日 ()%、 ハ 深夜 ()%</p> <p>4 賃金締切日 () — 毎月 日、() — 毎月 日 5 賃金支払日 () — 毎月 日、() — 毎月 日</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>6 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ()) 7 昇給 (有 (時期等) , 無) 8 賞与 (有 (時期、金額等) , 無) 9 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)</p> </div>
退職	<p>1 定年制 (有 (歳), 無) 2 自己都合退職の手続 (退職日の 日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 80%; margin: 5px auto;"></div> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
更新の有無	<p>1 契約更新の有無 イ 自動的に更新する ロ 更新する場合があります ハ 更新しない</p> <p>2 契約の更新は、次のいずれかにより判断する イ 契約期間満了時の業務量 ロ 従事している業務の進捗状況 ハ 有期契約従業員の能力、業務成績、勤務態度 ニ 会社の経営状態</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況 (健康保険 厚生年金保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無) ・その他 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 80%; margin: 5px auto;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に適用される就業規則名 ()

※ 短時間労働者の場合、本通知書の交付は、労働基準法第 15 条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 6 条に基づく文書の交付を兼ねるものである。

※ 登録型派遣労働者に対し、本通知書と就業条件明示書を同時に交付する場合、両者の記載事項のうち一致する事項については、一方を省略して差し支えない